健発 1225 第 2 号 令和 2 年 12 月 25 日

各 (都 道 府 県 知 事 保健所設置市市長) 殿 特 別 区 区 長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行 等について(通知)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号。以下「改正省令」という。)については本日公布・施行され、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第397号。以下「改正告示」という。)については本日告示・適用されたところである。

改正省令及び改正告示の内容は下記のとおりであるので、これを十分御了知いただくと ともに、都道府県知事におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除 く。)に周知をお願いする。

記

第1 改正省令及び改正告示の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、原則として全ての見直し対象手続(法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。)について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令及び告示において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

第2 改正省令の概要(健康局所管省令関係)

次に掲げる厚生労働省健康局所管の省令の規定により、国民や事業者等に対して押印を求めていた手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行ったこと。

- (1) 栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)(改正省令第4条関係)
- (2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(改正省令第5条関係)
- (3) 狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)(改正省令第10条第2号 関係)
- (4)公衆衛生修学資金貸与法施行規則(昭和32年厚生省令第26号)(改正省令第26条関係)
- (5) 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)(改正省令第29条関係)
- (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)(改正省令第89条関係)
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 (平成 10 年 厚生省令第 99 号) (改正省令第 95 条関係)
- (8) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)(改正省令第115条関係)
- (9) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則(平成23年厚生労働省令第144号)(改正省令第118条関係)
- (10) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 121 号)(改正省令第 125 条関係)
- (11)健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 17 号) (改正省令第 14 条第 9 号関係)
- (12) 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生 労働省令第50号)(改正省令附則第3条関係)
- (13) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則(令和元年厚生労働省令第73号)(改正省令第133条関係)

第3 改正告示の概要(健康局所管告示関係)

次に掲げる厚生労働省健康局所管の告示の規定により、国民や事業者等に対して押印を求めていた手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行ったこと。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条 第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成 16 年 厚生労働省告示第 337 号)(改正告示第 7 条関係)
- (2) 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程(平成 21 年厚生労働省告示第 238 号)(改正告示第 10 条関係)
- (3) ハンセン病元患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程(令和元年厚生労働省告示第173号)(改正告示第12条関係)

第4 施行期日等

1 施行期日及び適用期日 公布及び告示の日(令和2年12月25日)

2 経過措置

- (1) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある改正省令及び改正告示による改正前の様式((2)において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令及び改正告示による改正後の様式によるものとみなすこととすること。(改正省令附則第2条第1項及び改正告示附則第2条第1項関係)
- (2) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとすること。(改正省令附則第2条第2項及び改正告示附則第2条第2項関係)

第5 当局関連通知等により定められた様式等の取扱い

1 当局関連通知等により定められた様式等

「第4 1 施行期日及び適用期日」前に厚生労働省健康局が発出した通知のうち、 行政手続において国民、事業者等に対して押印等を求めているものについては、押印等 を不要とする改正を行ったものとみなすこととする。通知ではなく、慣例的に押印等を 求めている書類等についても、同様の取扱いとする。

具体的には、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 記名押印を求めているもの・記名押印又は署名を求めているものについては、 氏名の記載を求めることとする。
- (2) 署名押印を求めているものについては、署名を求めることとする。
- (3) 署名のみを求めているものについては、引き続き署名を求めることとする。

なお、上述の取扱いは、他の部局と連名で発出した通知等についても同様とする。対象となる通知等を次のとおり参考にお示しする。

- (1)「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」(平成20年5月19日付け健発0519004号・保発0519001号厚生労働省健康局長及び厚生労働省保険局長連名通知)
- (2)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則等の施行について」(平成 21年4月28日付け医政医療発0401002号・健疾発0401002号厚生労働省医政局 政策医療課長及び厚生労働省健康局疾病対策課長連名通知)

2 経過措置

1の見直しに係る経過措置については、第4の2と同様とすること。

第6 地方公共団体が独自に定める様式等の取扱い

各地方公共団体においては、地方公共団体において独自に定める様式等について、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知)、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和2年12月18日付け府政経シ第631号規制改革・行政改革担当大臣通知)及び本通知を踏まえ、押印の見直しに積極的に取り組んでいただくようお願いする。